

船橋市児童相談所一時保護所 理容サービス業務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市児童相談所一時保護所に入所している児童（以下、「児童」という。）に対して、理容師による理容サービス業務を実施するために必要な事項を定める。

（実施内容）

第2条 本業務は一時保護所に理容師の派遣を受け、児童に対して散髪等の理容サービスを提供する。

（実施方法）

第3条 理容サービスは、月に1回、児童相談所内の指定された場所において児童相談所職員の立会いのもと実施する。

2 実施日時、対象児童については、施設及び児童の状況を踏まえ、児童相談所職員及び理容師で協議の上、決定する。

（理容師の選定）

第4条 理容師は、千葉県理容生活衛生同業組合（以下、組合という。）に加盟している店舗に勤務し、理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく理容師免許を有する者のうち、組合が推薦した者で市長が適当と認める者とする。

2 前項の推薦については、船橋市児童相談所一時保護所理容サービス業務推薦書（第1号様式）による。

（人数および任期）

第5条 理容師の人数は3名以内とし、任期は該当年度の3月末とする。

（理容師の変更）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、理容師の変更ができる。

- （1）理容師から申し出があったとき。
- （2）組合から申し出があったとき。
- （3）その他市長が認めたとき

（報告）

第7条 理容師は第2条に規定する業務を行った場合は、船橋市児童相談所一時保護所

理容サービス業務実績報告書（第2号様式）により、市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 市長は前条に定める報告書に基づき、理容師に対し、1回あたり15,000円の謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金には、交通費を含むものとする。

（器具および消耗品）

第9条 業務の実施に必要な理容用具、器具については原則として理容師が持参するものとする。

2 消耗品については事前に市と理容師が協議のうえ、内容や数量に応じて市が準備するものとする。

（守秘義務）

第10条 理容師は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第11条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

船橋市児童相談所一時保護所理容サービス業務 推薦書

船橋市長 あて

千葉県理容生活衛生同業組合
組合長

船橋市児童相談所一時保護所における理容サービス業務に従事する理容師について、下記の者を推薦いたします。

	氏名	店舗名	店舗住所	連絡先
1				
2				
3				

(第 2 号様式)

年 月 日

船橋市児童相談所一時保護所 理容サービス業務 実績報告書

船橋市長 あて

理容師氏名

実施日	実施時間	施術人数
令和 年 月 日	: から : まで	人